

令和元年度第1回長崎県政策評価委員会

1 日時

令和元年9月6日(金) 13時48分～17時10分

2 場所

長崎県庁3階 313会議室

3 出席委員

赤石委員長、芹野副委員長、内田委員、小西委員、能本委員、山中委員

4 議題

個別事業群の審議

5 議事録

【審議対象事業群】

基本戦略 5 次代を担う子どもを育む

施策 (1) 結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援

事業群 子どもや子育て家庭への支援

(赤石委員長)

では、審議方法に従いまして、個別の事業群の審議に入ります。

審議した結果につきましては、基本的には、これを尊重し最終的な意見のとりまとめを行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(事務局)

引き続き、今回審議をしていただく基本戦略及び施策の説明をいたします。長崎県総合計画2020の資料をお開きください。こちらの資料の1ページの総合計画の体系をごらんください。1ページ左に記載しております「基本理念」のもと、5つの将来像の実現に向けて、10の基本戦略を掲げ43の施策に取り組むこととしております。それでは今回、ご審議いただく基本戦略及び施策の説明をいたします。

今回は「次代を担う『人財』豊かな長崎県」という将来像の3番目でございますが、こちらに位置づけられております、5番と6番の基本戦略の中の事業群ということになります。

まず、最初の戦略の5「次代を担う子どもを育む」につきまして、その戦略の中に7つの

施策がありますけども、その1番目「結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援」を推進するための事業群の中から「子どもや子育て家庭への支援」についてご審議いただくこととなります。3ページ目をお開きください。

基本戦略5について、簡単に説明させていただきます。基本戦略5の背景といたしましては、県外転出による20～30歳代の人口が減少しており、出生数も減少傾向にある。また少子化の要因として未婚化・晩婚化・晩産化と夫婦の持つ子どもの数の減少、それから国際化・グローバル化の進展など社会状況の変化、学校の安全・安心に対する意識の高まりなどを踏まえまして、背景の上にあります将来像としまして、子どもが健やかに成長できる社会の実現、子育て家庭に切れ目のない支援、心豊かでたくましい子どもの育成、グローバル化する社会で活躍する人材の育成、地域や家庭で子どもを育み子どもが健やかに育つ環境の実現などにより、次代を担う『人財』豊かな長崎県を目指して、

右側でございます(1)の「結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援」をはじめとしました7の施策を展開していくこととしております。

続きまして、審議対象事業群が含まれる施策の説明です。4ページの該当施策の「結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援」につきまして、ご説明いたします。

こちらの施策につきましては、重複した説明となりますが、子どもが健やかに成長できる社会の実現、子育て家庭に切れ目のない支援、心豊かでたくましい子どもの育成を目指しており、成果指標としましては、合計特殊出生率を令和2年度までに1.8とする目標を掲げております。その実現に向けて、その下にあります、「結婚、妊娠、出産の支援」以降に記載されている3つの事業群を推進しております。

今回ご審議いただくのは、資料5ページを開いていただいて、四角に囲っております「子どもや子育て家庭への支援」ということで、こちら3つ項目あるんですが、その内の1つ【幼児期の教育・保育の充実】になりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(赤石委員長)

それでは、はじめの事業群から審議に入りたいと思います。これから、県の所管課から事業群と事務事業の内容、内部評価結果等について説明をいただいた後、質疑応答、そのような形で進めていきたいと思います。

また、本日の質疑内容で、この場で応答できないものは第2回委員会で対応していただくこととします。それから、本日いただいた各委員のご意見についても第2回委員会時に取りまとめを予定しております。議論が必要な事業の審議時間を確保するため、特に問題が認められない事業については時間をかけずに審議を進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局の方でお願いいたします。

(事務局)

それでは、最初に、「子どもや子育て家庭への支援」について、事業群を所管することも未来課から事業群の概要説明をお願いします。

(こども未来課)

こども未来課から、事業群「子どもや子育て家庭への支援」について概要説明いたします。資料につきまして、お手元の事業群評価調書1ページと、長崎県総合計画の5ページをご参照ください。

本事業群は、新総合計画において、戦略5「次代を担う子どもを育む」-施策(1)「結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援」に位置づけられている事業群です。

本事業群についての取組内容は、評価調書1に記載のとおりでございます、「幼児期の教育・保育の充実」となっております。

この事業群を代表する指標として、保育所待機児童数を設定し、最終年度である令和2年度に0人にするという目標を掲げているほか、その他の関連指標としまして、「子どもや子育て家庭への支援」以降に係る放課後児童クラブ待機児童数を令和2年度に0人にするということを目指して設定しております。この事業群については、大別して3点の取組項目のもと、8個の事務事業をそれぞれ実施しております。

現在の事業群の進捗状況については、指標としては、「遅れ」でございますが、近年の女性の社会進出に起因し、保育ニーズが急速に拡大していることなどにより、一部の市町で受け皿整備等が追い付いていないといった状況であると分析しております。

それでは、本事業群の取組項目について説明いたします。

まず第1点「新たな幼保連携型認定こども園への移行に対する支援」についてでございますが、これは、保育の受け皿拡大のため、幼保連携型認定こども園への移行や保育所整備に対し支援を行っております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、下の分と次のページに記載のとおり「認定こども園推進事業費」「長崎県安心こども基金事業費」がございます。事業内容については、後ほどご説明をいたします。

次に、第2点「一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など、保護者や地域ニーズ、実情に応じた保育サービスの充実」についてでございますが、これは、保護者の実情や地域ニーズに応じて、様々な保育ニーズがあるため、それらに対応して各種サービスの充実に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、次のページに記載のとおり「地域子ども・子育て支援事業費(保育関係)」と「幼稚園私立学校助成費」がございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

次に、第3点目です。「保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保のための潜在保育士の就職支援」についてでございますが、これは、保育の担い手である保育士の専門性

を向上し、質の高い人材を安定的に確保するために保育人材確保事業等に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2ページの下段から3ページに記載のとおり「保育士人材確保等事業費」「幼児教育推進事業費」「福祉施設職員産休等代替費」「子育て支援新制度関係対策費」がございますが、事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や事務事業同士の関連づけ等については、7から8ページに別紙として説明を添えておりますので、このあと個別の事務事業を順にご説明する際に、ご参照いただければと存じます。

事業群評価調査の4ページをご覧ください。3番のところで「実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」のところでございますが、個別事業ではなく、本事業群の取組全般を総括して、実績を検証したところ、取組項目ごとに整理をいたしております。具体的に課題について申し上げますと、保育所を選択する家庭と幼稚園を選択する家庭のどちらにも対応できる認定こども園という新たな制度ができたが、事務手続きや職員配置や施設設備の関係等で移行に踏み切れない施設が多いこと。次に、核家族化の進行や就労形態の多様化により、多様な保育サービスの提供が求められていること。また、幼児期の教育・保育の質・量面での充実を図るとき、保育人材の質の向上と安定的な確保という課題が見えております。

これらの解決の方向性としては、保育の実施主体である市町を通じ保育所及び認定こども園に、又は幼稚園に対し、必要な技術的、経済的な支援を引き続き実施する必要があると考えております。

また、人材の育成や確保についても幼児期の教育・保育の質・量の両面での充実のためには、取り組み内容に改善を加えながら、より効果の高い施策を実施してまいりたいと思いません。

以上を踏まえまして、その下の4番目になりますが「R元年度見直し内容及びR2年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別の事業の具体的な見直しを検討しておりますが、こういった事につきましては、後ほど個別事業の説明の際に説明させていただきます。

以上で事業群に関する説明を終わります。

(事務局)

このまま、事業群を構成する事業について、8つの事業から構成されておりますけれども、まず1番～4番までご説明させていただきまして、一旦質疑をお受けしたいと存じます。まず、1番の「認定こども園推進事業費」から説明をお願いします。

(こども未来課)

引き続き、個別事業について説明いたします。まず、こども未来課から認定こども園推進事業について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 1 ページと、事業に関する補足説明資料 9 ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の、「新たな幼保連携型認定こども園への移行に対する支援」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目のなかで本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料の 9 ページでご説明申し上げます。この事業の目的でございますが、この事業は、就学前の教育・保育等の総合的な提供を推進することを目的としており、認定こども園の認可及び円滑な移行促進を行っております。

具体的に30年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別しまして施設に対し、認定こども園申請事務手続きの説明会実施しております。それと、「幼保連携型認定こども園」の設置認可の審査会に取り組んでおります。

認定こども園の説明会につきましては、例年より時期を 3 ヶ月早めて実施し、移行へ向けた検討に多くの時間を費やしていただけるようにしております。

また、それから「幼保連携型認定こども園」の設置認可の審議会につきましては、19施設の申請があり、31年4月1日現在の認定こども園数は154施設となっております。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、認定こども園が増えたことにより、地域の子育て支援の拡充を推進することができたと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、R元年度は、引き続き、説明会の前倒しの実施をし、円滑な移行のための支援をするとともに、設置認可の審議会開催を実施しているところです。

事業群評価調書の 4 ページをご覧ください。4 番です。令和 2 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ施設である「幼保連携型認定こども園」の設置促進を図るために必要な事業であることから「現状維持」と評価しております。以上で、「認定こども園推進事業費」の説明を終わります。

次に、「長崎県安心こども基金事業」について概要を説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 2 ページと、事業に関する補足説明資料 11 ページをご覧ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の、「新たな幼保連携型認定こども園への移行に対する支援」及び、「一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料の方でご説明申し上げます。
11ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、安心こども基金を活用し、市町が保育所の施設整備・設備整備を実施する社会福祉法人等に対して補助を行う場合、その事業に対し補助を行うことを目的としています。

具体的に30年度の実施状況でございますが、記載しておりますとおり、国の交付金を活用して、保育所機能部分の創設に係る工事に対し補助を行っております。30年度は、1施設への補助を行っております。

事業の成果についてでございますが、保育所等の創設に係る工事に対し、補助を行ったことによりまして、平成30年度末の保育所・幼稚園・認定こども園等の施設数は、591施設となっております。

なお、30年度の実績を踏まえ、R元年度は、引き続き、補助を行っていくこととしており、2つの保育所の大規模修繕と幼保連携型認定こども園の保育所機能部分の増設に対して補助を行う予定としているところでございます。

事業群評価調書の4ページの方をご覧ください。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性でございます。「幼保連携型認定こども園」や「保育所」等の施設の創設や増設、改修を促進し、保育施設の拡大や保育環境の改善のために必要な補助事業であることから「現状維持」と評価しております。

以上で、「長崎県安心こども基金事業」の説明を終わります。

次は、「地域子ども・子育て支援事業費（保育関係）」です。資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料13ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の、「一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目のなかで本事業は中核事業として位置づけをしております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。13ページをご覧ください。

本事業の目的ですが、この事業は、保育所、幼稚園、認定こども園等が行う、一時預かり事業、病児保育、延長保育など、地域のニーズに対応した多様なサービスに対する助成を行うことで、子育て家庭の負担軽減に繋げることを目的とし、これらの保育サービスを実施する施設への補助を実施する市町に対し、補助を実施しております。

具体的に30年度の実施状況ですが、記載のとおり、保育の実施主体となっている市町に対し補助を行っており、小値賀町を除く20市町に対し補助を行っております。

また、この事業の成果についてですが、一時預かり事業につきましては201カ所、病児保育事業については40カ所、延長保育については399カ所の計640カ所の施設において各種保

育サービスが実施できたことにより、地域の子どもや子育て家庭の心理的・身体的負担を軽減することができたと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、R元年度は、引き続き、市町が保護者のニーズに基づき実施を決定している各種保育サービスに対し補助を実施していく予定です。

事業群評価調書の4ページをご覧ください。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましてですが、今後も核家族化の進行や就労形態の多様化等により、引き続き保育ニーズの多様化に応じたサービスの提供が求められていることから、県としましては各市町の現状を把握し、必要に応じて各事業の活用を促していくこととし「改善」という風に評価をしております。

以上で、「地域子ども・子育て支援事業費」の説明を終わります。

4つ目です。「幼稚園私立学校助成費」についてでございます。資料ですが、事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料については、15ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の、「一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実」)の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明を申し上げます。15ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、私立幼稚園に対しする助成を行うことで、幼稚園等の教育の質の維持及び向上、在園する幼児に係る経済的負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園の健全な発達に資することを目的とし、私立幼稚園に対し、その運営経費の一部を助成しております。

具体的に30年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、1つ目としまして、教育振興費補助金、2つ目に特別支援教育費補助金、3つ目に預かり保育推進事業費補助金、4つ目に子育て支援推進事業費補助金、5つ目に私立幼稚園連合会補助金があります。には、記載しておりますとおりでございます、人件費、設備費等経常的な経費に対する補助、

は、障害等配慮が必要な教育における人件費等の補助、 は、教育時間外の預かり保育に対する経費補助、 は、在園児以外を含めた子育て支援の経費補助、 は、幼稚園教諭等に対する研修費等の経費補助となっております。

また、この事業の成果についてですが、私立幼稚園等に対し運営費の補助を行うことで私立幼稚園の運営に寄与するとともに、障害児の受け入れや預かり保育、在園児以外も含めた子育て支援の実施などに対し、その経費を補助することで、多様なニーズに応じた幼児教育を支援することができたと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、R元年度は、引き続き、私立幼稚園等に対し、運営費等を補助することで、幼稚園における幼児教育及び保育の継続的な支援を実施しているところ

事業群評価調書の4ページをご覧ください。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も幼稚園における幼児教育の質の向上をはかる必要があることや幼稚園等が実施する各種サービスの充実が保護者の負担軽減につながることから「現状維持」と評価をしております。

以上で、説明を終わります。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでは、今説明があった事業について、質疑応答に入りたいと思います。事業順に質疑応答に入りたいと思いますので、まず1番目の「認定こども園推進事業費」について、何か質問等ございましたら、お願いします。ちなみに、芹野委員の質問に対し、現在の認定こども園の市町村別の設置数、定員数、保育所等の待機児童数について、別紙として提出されております。まず、1番目の事業に対して、何かありませんでしょうか。

(芹野副委員長)

認定こども園の制度自体を詳しく存じ上げていなかったし、県内がどういう施設構成とか、どこがどう足りないのかが分からなかったので、補足でお伺いしたんですが、基本的には2020年までに待機児童数をなくするという国の方針に従って、長崎県も動かれているんだろうなと思っています。全国で16,000人くらいの待機児童がいて、国の方では中々、達成できないという報道がなされている最中ですが、県内の資料を見ても、結構、長崎市と大村市に偏っているような気がするのと、それに対して認定こども園の数が平均化しているというか、こういうことについては、何らかの推進事業の中で重点地域とか、そういったものを設けて、より長崎市とか大村市等について、他の市町村よりも進めるような、お考えとか施策等、今後実施予定や現在、すでに実施されているものがあれば、お伺いさせて頂きたいなと思います。

(こども未来課)

はい。質問ありがとうございました。まさしく本日の昼のニュースでH31年4月1日現在の待機児童の数というのが報道されました。ちょうど厚労省が公表をしており、全国は16,772人で3,123人とかなり大幅に減ったということで、本県の場合は資料の記載は157人ですけども、今年は70人ということで大村市のみになりました。待機児童を0人とするのを、国としては2020年度に待機児童を解消するということになっておりますけども、本県としては1年前倒しして令和元年度末、令和2年4月1日に待機児童数0人を目指しております。長崎市や大村市のような一部の市や町に待機児童が発生していますが、その原因は受け皿の整備がまだ足りていない、あるいは保育士の確保が足りていない、あるいは利用調整という、きめ細やかなですね、勤務地の近くであるとか、自宅の場所から通勤の途中に

ある空きのある保育所について、ここ辺りでどうですかという、利用調整という言い方をしますけども、そういうきめ細やかな利用調整をして頂いたりですとか、色んな相談をうけて保育所への入所について助言をすとか、そういう取り組みを市町に働きかけしていく。それで加えて、今年度、待機児童対策協議会ということで21市町全部入っていただいて、あとは保育の現場、保育士等の団体であるとか幼稚園の団体あるとかに入ってもらって、あるいは保育士確保の関係もありますので養成機関にも入っていただいて、行政だけでなく関係機関を入れたところで具体的にどうやって0人に向けてやっていくかについて、今年始めたところで、受け皿の整備を加速化していくとか、保育士につきましては潜在的な保育士を募集して、就職につなげていくようなシステムといった具体的な取り組みをすすめているところですよ。

(芹野副委員長)

たとえば、大村市との連携の中での県の役割と大村市の役割というのは、どういう風に違っているのか。どういう連携をもたれているのか、参考までに。

(こども未来課)

保育所あたりは、実施主体は市町になりますので、県の方で入所の仕様と言いますか、入所について直接できませんので、うまくいってる長崎市とか佐世保市がやっているやり方について、大村市に助言をすとか、あとどうしても保育士の数が足りないというのであれば、先ほど言いました県の役割として保育士の支援制度というのを設けておりますので、今年度はまずは掘り起こしという人材登録を、潜在保育士は沢山いるんですけど、なかなか登録いただけていないので、そこを積極的に登録して頂いて、そして各保育所から求人を出していただいて、そのマッチングしていくシステムというのを今年作るようにしております、今月末くらいにできる予定にしております、そういったところで、できるだけ保育士の不足している市町につきましては、県としては積極的にマッチングのお手伝いをしてきたいと思っております。

(芹野副委員長)

ありがとうございました。

(赤石委員長)

他に何かございますか。

おそらくかなり全般的な事業群全体に対するご回答になったかと思いますが、個別の事業につきまして、2番「長崎県安心こども基金事業費」あるいは「地域子ども・子育て支援事業費」あるいは「幼稚園私立学校助成費」このあたりについて、何かご質問とか疑問はありませんでしょうか。

(小西委員)

これは4つの事業、本当は後も含めてなんでしょうけど、法令上どういう扱いになってるか。本当の単独事業か、国の計画に位置付けられているとか、法令上こういう義務付けがあるとか、その辺りが資料にないなど。まず、その辺りを伺いたいなど。

(こども未来課)

それぞれの事業の統一的な根拠法令は資料にはないんですけど、基本的には平成26年の「子ども子育て支援新制度」というところで、そこで基本的には関係する法律関係というのが整備されて、そういったのを根拠に事業には取り組んでいる状況です。

(小西委員)

法律の中に県の役割として書き込まれている部分なんですか。この4つの事業は、こういうことをしなければいけないというのが。

(こども未来課)

認定こども園の認可とか、そういうのは県でしなさいということになっています。

(小西委員)

それだけですよね。

(こども未来課)

はい。あとはですね。補助事業ということで、国の事業を県で受けて、市町に流すような役割をしている事業です。

(小西委員)

これ4つとも補助事業なんですか。

(こども未来課)

最初の「認定こども園推進事業費」についても・・・。

(赤石委員長)

でも、これ一般財源使われてますよ。

(小西委員)

これ単費ですよ。

(こども未来課)

1 番目の「認定こども園推進事業費」だけは法律で県で認定することという役割が義務づけられていますので、県の事業にはなりません。それ以外は国の制度に基づく補助事業です。

(小西委員)

だから、認定するというのと、認定を推進するというのは多分違うので、だから1つ目は単独事業で、認定するのはそもそも仕事ですけど、ドンドンこども園になって下さいという風に推進しているのは、また単独事業ですよってことですよね。だから、法令の義務付けでやっているものではないということですよ。分かりました。

所管課の問題かどうか分からないんですけど、全部同じ組み立てになっているんですよ。11 ページの成果指標が施設数で活動指標が整備施設数なんですよ。結局、実施した箇所とか実施対象とかが活動指標なり成果指標なりになっていて、これはやっぱり活動指標・成果指標がこれですかねというのがあるんです。ただ、全体の作り方として、事業群全体のところにパフォーマンスに係るいわゆる成果というものがあるので、個別事務事業に関しては、こういう指標の置き方かしらうがないのかなと。じゃあ、あなただったら、どんな指標を置くんですかって言われた時に、難しいなというのもあるんだけど、やっぱり成果指標じゃないよなっていうのがあって、ずっと悩んでいます。所管課の方の問題というよりも、こういう調書の作り方をすると、こうせざるを得ないという事は事務局を含めて、理解しておられるという事でいいんでしょうかという質問なんです。

(赤石委員長)

これにつきましては、事務局どちらでもよろしいですけど、何かご回答があれば。

(こども未来課)

11 ページでいきますと、事業の成果指標も活動指標も悩ましいところではあるんですが、事業の目的自体は基金を活用した施設整備ということですので、今年度する整備をする施設数を活動指標にあげて、トータルとして幼稚園、認定こども園、保育所あたりが、どういう数を目指していくのかいうのを成果としてあげざるを得ないのかなあと。

(小西委員)

それは、よく承知しているんですけども、予算を執行すると必ず成果になるというような指標なわけですよ。執行すれば必ず成果としてでてるわけで。政策評価というのは何かことをおこしても、それが本当に成果になっているかどうかを一度クールダウンして検証してみましようねというのが、この場ですよ。執行すれば成果になるということであれば、私達は何をすれば良いんですかねってことになって、ただ、この調書の作り方からすると代替案が悩ましい。だから、こども未来課に対してというよりも、財政課に宿題として持って帰

ってもらえませんかねって話ですかね。

(事務局)

よろしいでしょうか。先ほど小西委員の方から、事業群全体の指標の方で成果に係るものをみているので、個別の事業については活動指标的なものが成果指標になっているのではないのかというようなご指摘がありましたけれども、基本的な考え方としては個別事業に関しても、活動指標はアウトプットの部分、成果指標はアウトカムの部分、活動の結果により県民にもたらされた効果・便益を表すものを成果指標として設定してくださいとしているんですが、全庁的にみて、こういう施設整備補助のようなものにつきましては、この調書に記載されておりますことも未来課のような形で、施設数とか、委員ご指摘のように執行すれば当然出てくる件数であるとか、そういうものが成果指標になっているものが多くあります。補助事業につきましては、そういったところにつきましては、委員からのご指摘も踏まえた上で、今後、成果指標の立て方等を事務局としても検討していきたいと思えます。

(赤石委員長)

先ほど言いましたように、今回だけではなくて第2回でも、実際に今回小西委員から出されたような事について、少し議論できればと思っています。小西委員から出されたご意見というのは、実は県の財政課だけの課題ではなくて、我々財政学者にも投げかけられている事だろうというふうに思いますので、一緒に考えていければというふうに思います。内田委員どうぞ。

(内田委員)

私は、県の私学審議会の委員もさせていただいているのですが、本当に毎回、例えば幼稚園の定員の減、そういうことが毎回議題に上がってくるんですね。今回この幼稚園の私立学校助成費の項目があり、一方では待機児童の問題がありというのを見つつ、やっぱりここはまだ、タイトルとしてはそれこそ子育ての一貫した切れ目ない支援というふうには謳っているもののブツ切りだなというところをととても感じているところです。

たぶん、私立の幼稚園さん達はやっぱり私学なので、経営上子ども達が集まらないと経営困難になるので、学則を変更して定員の減をしているところもあります。でも実質、県内にはこれだけの157人もの待機児童がいらっしゃるって、たぶんこの後ろには子育てに悩むお母さん達、お父さん達の数がこの157以上にいらっしゃるんだらうなというのを感じています。

なので、そこら辺がまだまだいろんな所管があって、認可を下ろすところも違っていているのはよく分かるんですが、これだけ子どもの数が少なくなって、子育てを県と一緒にやってやろうというところに立っているところで、一方では子ども達の数がいないので閉じていきます、こっちでは待機児童がありますというのが何となく一貫していないよう

な気がします。

是非そういうところも、ここの私学の方に時間外の幼稚園の補助金のところでも、預かり保育の推進事業費というところで補助金を出されているかと思いますが、こういったところも待機児童と結び付けるような、とにかく待機児童の数が1人でも減るような施策を打ち出していただければ。どうしても私達の目線から見ると、まだブツ切り状態での、切れ目なくじゃなくて、まだまだ切れているよねえ、というようなことが感じられます。是非そういったところも、今後、もう子どもの数は減ってきています。全体一緒になって本当に子育てを、子どもを産んでもらえるような、女性が働きながら産んでもらえるような世の中にしていけないと、長崎県の人口減は止まらないかなあというふうに思っておりますので、是非そういったことをお願いしたいなと思っております。

(赤石委員長)

何か一言ございますか。

(こども未来課)

ありがとうございます。確かに今回はこの事業群だけなので、ブツ切りというかちょっとそこしか見えないんですけども、私共こども政策局は、結婚から妊娠、出産、そして子育てまでの一貫した切れ目ない支援を謳い文句でやっている部局なんですけれども、まさしくいろんな絡みがありますよね、事業として。だから今年取り組む機運醸成ということで、企業もそれに巻き込んで、結婚、子育てを応援する雰囲気というのを社会全体で機運醸成しようというようなところにも取り組んでいますし、具体的にその待機児童対策であるとか、私学については待機児童が発生しないように私学の幼稚園から認定こども園への移行というのも進めてはいるんですけども、ただやっぱり私学のままでいたいという考え方の方もいらっしゃると思いますので、そこで幼稚園の運営がきちんとしてできるように、いろいろなサービスがやれるような支援というのはやっていきたいと思えます。

ご指摘がありましたようにブツ切りにならないように、そこはちゃんと俯瞰しながら、安心して子育てがしていける長崎県にしていきたいと思えます。ありがとうございました。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでは、時間の都合がありますので、もしご意見がございましたら、後でメールでご意見をいただけるようになっておりますので、その時にまたご意見をいただければありがたいと思えます。また、この事業群についての時間がちょっと余りましたら、また山中委員の方に振りますので、よろしく願います。

それでは、残りの説明をお願いします。

(こども未来課)

はい。それでは、次に保育士人材確保事業費についてご説明いたします。

資料につきましては、お手元の事業群評価調書の2ページと、補足資料の17ページをご覧ください。まず、事業群の取組みとの関連でございます。

この事業につきましては、事業群の取組項目の、「保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保のための潜在保育士の就職支援」の部分に寄与するために実施している事業でございます。

この事業の30年度の実施状況につきましては、補足説明の17ページの方でご説明いたします。

この事業の目的につきましては、保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を目的としておりまして、保育士の新卒者確保対策や潜在保育士等確保対策、そして離職防止対策などを実施しております。

具体的に30年度の実施状況でございます。ここも記載のとおりで、大別して、保育の仕事合同面談会の実施、保育士修学資金の貸付け、保育士・保育所支援センター事業、それとキャリアアップ研修などに取り組んでおります。

次に、成果でございますけれども、この事業の成果につきましては資料の(3)のところに書いておりますけれども、保育士・保育所支援センターでは、保育人材バンクへ登録している343名に定期的に情報提供を行ったほか、再就職支援コーディネーターによる丁寧な応対により、30年度は20件、累計で108件の就職を支援しております。

2つ目の修学資金貸付については、貸付を受けて卒業した学生114名のうち109名が県内の保育施設に就職をしております。

3つ目のキャリアアップ研修ですけれども、保育所、認定こども園等の保育教諭等2,732名が受講をしております。

4番目の保育の仕事合同面談会です。昨年度面談会に参加した者のうち66名の方が面談会をきっかけに参加施設に就職するなど、一定の成果があったと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、令和元年度は、結婚・出産・子育て支援の強化策として、保育環境の充実の重要性に鑑み、保育士人材確保事業のうち保育士・保育所支援センターの求人登録・求職登録等のシステム化や再就職支援セミナー・実地研修の開催、合同面談会周知のための県外養成校訪問や潜在保育士への周知、待機児童対策協議会の設置など事業の拡充を実施しているところでございます。

事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も保育士確保は重点課題であり、各種事業を継続して取り組むとともに、特に保育士・保育所支援センターにおいては、就職マッチングシステムを軌道に乗せ、更なる潜在保育士の効果的な確保対策に取り組む必要があることから「改善」と評価しております。

以上で保育士人材確保事業の説明を終わります。

次に、幼児教育推進事業費でございます。

資料の方は、事業群評価調書の3ページと、事業に関する補足説明資料19ページをご覧ください。

まず、事業群の取組みとの関連でございます。本事業は、事業群の取組項目の、「保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保のための潜在保育士の就職支援」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。19ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、幼児教育の質の向上のため、幼児教育の担い手としての人材の専門性向上を図ることを目的とし、県内外から講師を招き、研修会等を実施しております。

具体的に30年度の実施状況でございますが、記載しておりますとおり、園長等運営管理協議会の実施、幼児教育研究協議会等を実施しております。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、協議会の開催や幼稚園等の研究会を通して、保育者の研修の機会を確保することにより、県内の幼児教育に携わる者の資質向上を効果的に図ることができ、ひいては県の幼児教育の質の向上に寄与したと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、令和元年度は、毎年長崎大学附属幼稚園で実施をしておりました園長等運営管理協議会における2日目の公開保育を隔年実施とし、今年度は6月に初めて幼保連携型認定こども園での公開保育を実施しまして、170名の参加がありました。幼児教育研究協議会は、8月に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続」をテーマに講義と演習を実施し、71名の参加がありました。事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も幼児教育に携わる者の資質向上は重要な課題であり、各種協議会を開催することで、効率的に幼児教育の質を向上させることができると考えております。また、他施設を訪問することで書類上ではなかなか見えにくい課題、あるいは対応について細やかな指導を行うことができることから「現状維持」と評価しております。

以上で幼児教育推進事業費の説明を終わります。

次に、福祉施設職員産休等代替費でございます。

資料につきましては、事業群評価調書3ページと、補足説明資料の21ページをご参照ください。

まず、事業群の取組みとの関連でございます。

本事業は、事業群の取組項目の、「保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保のための潜在保育士の就職支援」の部分に寄与するために実施をしております事業です。

本事業の30年度の実施状況につきましては、補足説明資料でご説明します。21ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、児童福祉施設等の職員が出産、疾病、負傷のため長期間勤務を休む場合、臨時的に代替職員を任用し、入所者の正常な保護・保育環境を確保すると共に、施設職員の健康の保全を図ることを目的とし、代替職員の任用に要する経費を補助しております。

具体的な30年度の実施状況でございますが、ここに記載しておりますとおり、児童福祉施設等に勤務する職員が長期間勤務を休む場合に、その代替職員の任用に要する経費の1/2を補助し、30年度は、年間で19名の実績がございました。

これらのことから、事業の成果についてですが、長期休職する職員の代替職員を任用する経費の1/2を助成する事業であります。補助の要件として、施設は代替職員に対し、就業規則等に規定する正当な賃金の全額を支給しなければならないことから、代替職員の質を確保することで入所者を保護するとともに、休職した職員をはじめ、他の職員の健康の保全を図ることができたと考えております。

なお、30年度の実績を踏まえ、令和元年度は、引き続き補助の上限単価を6,200円から6,300円に変更した上で補助を実施しております。

事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性についてですが、産休・病休代替職員の確保は、入所児の保育・保護に不可欠であり、また施設職員の健康の保全を図る観点からも事業を継続していく必要があることから「現状維持」と評価しております。

以上で福祉施設職員産休等代替費の説明を終わります。

最後になります、子育て支援新制度関係対策費についてのご説明です。

資料は、事業群評価調書3ページと、事業に関する補足説明資料23ページの方をお願いいたします。

まず、事業群の取組みとの関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の30年度の実施状況につきまして、補足説明資料の23ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、子育て支援分野の事業の担い手や保育所において保育士の補助的な業務に携わる「子育て支援員」を養成することを目的とし、必要な知識や技能等を習得するための「子育て支援員研修」を実施しております。

具体的に30年度の実施状況でございますが、記載しておりますとおり、保育所における保育士配置の特例による保育従事者及び小規模保育事業、家庭的保育事業等に従事する保育者を養成するための「子育て支援員研修」を県内3会場で実施しております。

事業の成果につきましてですが、3会場で148名が受講し、143名が修了して一定の保育の受け入れ体制の整備が図られたものと考えております。受講者のニーズ調査や周知が不足したということで、ちょっと活動指標としての受講者数としては、目標が未達成となっております。

おります。

なお、30年度の実績を踏まえまして、令和元年度は、昨年度の3会場に加えて、待機児童が多く発生しております大村市からの要請もありましたので、大村市会場を追加しまして、4会場で実施する予定としております。

また、今年度の成果指標につきましては、「子育て支援員活用者数」に変更いたしまして、より事業の成果を適切に表す指標に変更したところでございます。事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、子育て支援員研修の修了者は、小規模保育事業等の従事者に加え、保育所等の保育士配置の特例による配置も可能となることから、今後も必要性は高く、市町主催による実施も可能であることから県と市町との役割分担あたりも協議しながら実施していきたいと考えておりますので、ここは「改善」と評価しております。

以上で個別事業についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(赤石委員長)

それでは、まず、今説明がございました4つの事業ですね、5番目から8番目までの事業について質疑応答を行い、その後、事業群全体を見渡しての質疑という形で進めたいと思います。

まず、今説明がありました5番目から8番目までの事業について質疑を行いたいと思います。まず、5番目の事業について何かございますでしょうか。

(内田委員)

保育士さんの離職率は把握できていますか。

(こども未来課)

調査をしまして、保育所の方で1年目から5年目までの離職率を出しておりますけれども、正確な数値は後ほどお伝えするとしまして、だいたい5年で約半数の方が辞められております。非常になかなか厳しい状況だと思っております。

(赤石委員長)

その理由とかは調べてありますか。

(こども未来課)

はい。ひとつは、やはり結婚とか出産を機に辞めるという方が多いということです。それともうひとつは、やはり責任が重い、業務が多いという仕事が大変な中に、なかなかそれに

見合った給料がなかなか無いであるとか、あるいはいわゆる福利厚生面と申しますか。どうしても配置基準というのがありまして、必要な保育士の数は受け入れる子どもの数によって決まっておりますけれども、それをきっちりときちきちでやりますとどうしても運営と申しますか、シフトと申しますか、いろいろ回していく中で研修に行ったりとか、何か休んだりというのが、なかなかそこがうまく取れないということで、そういうところがきつということなどが上位の方だったと記憶しております。

(内田委員)

それならば、例えば18ページの離職防止・処遇改善のところでは2つありますよね。キャリアアップ研修、それから保育所職員研修事業。これが果たして離職防止につながっているような策になっているんですかね。私も保育士さんの仕事はとても大変だっという話は聞きます。賃金も安いという話も聞く中で、そのキャリアアップ研修というのを、たぶん保育士さんの制度が少し変わって、キャリアアップをするための研修がさらに上乘せされるというような制度がここ近年できてきたかと思うんですが、それが本当にその離職防止に、この離職防止・処遇改善の枠の中に書かれているので、果たしてそれが今おっしゃったこととマッチングしているのかなあというのは、とても一般的な企業の人間から見ると果たしてどうなんだろうというのは思います。

(こども未来課)

離職をする理由というのは、先ほど言いましたようにいくつかありまして、そのうちのひとつに賃金の話がありますので、このキャリアアップ研修というのは経験年数に応じて加算をするというものですから、ここは賃金の改善につながっていくと思います。ただ、それ以外で辞める理由、例えば職場の人間関係であるとか、あるいはなかなか余裕が無いと申しましょうか、休みがないとか、そういった福利面がありますので、そこはここには記載をしておりますけれども、園長であるとか理事長といった方々の認識を変えていく必要があるので、園長研修の中で具体的に私共も職場環境の改善を含めたお願いというのはしてしておりますけれども。それ以外にも今回、先ほど申し上げました待機児童対策協議会という中に保育あるいは幼稚園の関係団体も入っていただいておりますので、その部分、いわゆる離職防止の部分もひとつのテーマにして、離職を防止することによって保育士の確保というのをしないで済むといったところで、いろんな案を出しながら協議を進めていこうと考えております。

(内田委員)

就労者数に係る数値目標をあげていらっしゃるんですけど、離職率が約半数近くというのを聞いてとても驚いています。結局、就労者数をいくら数値目標にして上げていっても、それだけ離職率が高いと、もう本当に追っかけっこにしかならない。であるならば、いかに離

職をさせないかという手を打った方が、いくつか今おっしゃったように策はお持ちなんだろう。ここには離職率に関しては全然数字が出てきていないので、そこも明らかにして、数値目標にあげて施策を打っていった方がより有効なのかなあというふうには思います。世の中も一般的にどこの職種も人手不足、保育士さんだけじゃないと思うんですが、でもやっぱり大きな部分ですよ、子育てに関わる保育士さんの離職率というのはとても大きなものだと思うので、ここは今聞いてちょっと驚いたので重要な部分かなあと思います。

(赤石委員長)

他に何かございますか。

それでは6番目の事業について何かございますか。

(芹野副委員長)

今までのところでも問題になったのと同じところですけども、成果指標がどうしてもアンケートの結果となると、アンケートを書いた人次第になってしまうものですから、少し成果指標としてはちょっとどうなのかなと思うので。じゃあ、何が成果指標としてふさわしいのかというのはちょっと分かりませんが。別にこれテストしているわけではありませんよね。だから理解したと言え、その人は理解したというふうになってしまうものですから、少し成果指標をよく考えられて、別のものがふさわしいのかなという気がします。

(赤石委員長)

他によろしいですか。

(能本委員)

全体を通してなんですけれども、この活動指標が達成されることによって成果が生まれて、その成果が積み重なって、おそらく事業群の指標が達成されるという構造になっているかと思うんですけども、この活動指標と成果指標が連動していなくて、活動指標の達成度が低いにもかかわらず成果指標が達成されていると。しかも、成果指標が100%超えのものが多くてもかかわらず、全体の事業群の評価になった時になると、待機児童数の達成度が0%であったりとか、放課後児童クラブの待機児童数がまだ達成度がなっていなかったりというふうになると、先ほど小西委員が指摘いただいたように、おそらくこの活動指標と成果指標、あるいは事業群の成果指標というのが実は連動していなくて、どこかを見直さないといけないというふうに構造上なっているのではないかなというふうにこの事業群では思いました。

ですので、先ほど内田委員がおっしゃったように離職率を下げる方向の成果指標を立ててみるとか、何かそういうところがないとここが連動していない。達成しているのに、大元の群の評価としては低いというような、ちょっとアンバランスというか、そういうふうにな

っているのかなというのが感想です。

ちょっと、なかなかその構造を抜本的に変えるのは難しいかもしれないですけども、そこが連動しないと、事業群自体の成果目標の立て方がもしかしたら間違えているのかもしれない。間違えてはいないのかもしれないですけども、違う指標を持ってこない、こちらの下の事務事業との連動がなっていないというふうになると思います。

(赤石委員長)

もうかなり1番目から8番目までのところの総まとめの議論をされていると思うんですけども、最後にそのところはまとめて聞こうと思ったんですが。そうしましたら、とりあえず5番目から8番目のところに限って何かお気付きのところというのを、何かありましたら、まず先にそこを片付けて、その後、全体の議論に入っていきたいと思います。5番目から8番目のところで何か個別でこれは聞いておきたいというのはございますか。

(山中委員)

福祉施設職員産休等代替費のところですが、これは今まで数値目標が全く無くて、随分昔からある事業のようですけども、広報というか、こういう制度がありますよというのはどういうふうな認知というか、されていたんですかね。目標が今まで無かったので、どういうふうに表に出していたのかなと思ったんですけども。

(こども未来課)

この制度は確かに古くからある制度なんですけれども、周知の方法は、各保育所に行き渡るように市町を通じて各園に直接周知をしております。

(赤石委員長)

では、山中委員、先ほど1番目から4番目のところで何か1点だけあったかと。

(山中委員)

それは、認定こども園推進事業費のところの目標の177というのがどこからどういう数字なのかと。推進は幼稚園を主にしていると思うんですよ。というのは、保育所だと逆にこども園に移ると定員数が減ることが出てくると思うんですけど。どこからどういう内訳があるのかなと。

あと、ちょっとここに関係あるかどうかですけど、市町によっては企業型の保育所と連携というか、そういうふうにして待機児童を減らす方法を考えているという話を聞いたことがあるんですけども、それは県としての方針なのか。直接関係ないんですけども、ちょっと聞いておきたいなと思ったので、この2点お願いします。

(赤石委員長)

今2点、ご質問があったと思うんですけども。

(こども未来課)

まず、177園という目標値の設定についてですけども、県には子育て条例という条例がございます。その条例の下にそれを具体的に施策するために行動計画というのを作っておりますが、県が子育て条例の行動計画の中で目標値に立てているのが177園なんですけど、その根拠が何かといいますと、同じように市町でそれぞれいろんな子育ての計画を立てるんですけど、それを積み上げたところが177園というところでこれを目標にしております。

それと、2点目の企業主導型保育事業の部分ですね。これは制度自体が、内閣府の外郭団体の児童育成協会というところが所管をしております、具体的には県とか市町を通さないうで直接やるもんですから、なかなか県とか市町が関わる部分というのは少ないんですけども、今委員がおっしゃったように待機児童を解消するためには有効的な施策だと思っておりますので、そういったところで活用がないような、要するに利用定員に余りがあるようなところにつきましては、ちょうど10月から無償化になってきますので、認可外でございますけど、そういったところも活用するよう方向で考えていきたいと思っております。市町と企業主導型と連携をとりながら定員を増やすなりの努力をしていこうというふうに思います。

(赤石委員長)

山中委員どうぞ。

(山中委員)

1点目の幼稚園と保育所のそれぞれの内訳は分からないのでしょうか。特に、現在の幼稚園を中心にこども園への移行を進めるのか。幼稚園中心なのか、そのような内訳は分からないんですかね。

(こども未来課)

分かります。認定こども園が全部で154園ございます。全体が154園で、これの内訳としまして、幼保連携連携型が90園。

(赤石委員長)

よろしいですか。

それでは全体、おそらく全体の事業について議論するとなると、能本委員とか小西委員が言われた話のところに帰着するかと。要するにそれぞれの個別の活動指標、成果指標というのは達成していても、事業群全体の到達目標としては未達であると。

次期総合計画が、もう次期を立てなくてはいけないので、そうすると待機児童数を減らすと

いうときに、それをそれぞれの施策のところに落としていって、それを事業群に落としていくときに、本当にこの事業が必要かどうかというのを、この評価のやり方だとおそらく分からない。確かに予算が付けられました。その予算についてこれだけ事業数ができました。そこはそうなんですけれども、でも、その結果に結び付いていないのはなぜかというところは、その所管の方で何か分析というのはされているのでしょうか。個別のことが全く全体のところにつながっていないという、そのところの評価は、どこに問題があるというふうにお考えですか。

(こども未来課)

まず、この事業群の評価というのが、保育所の待機児童数を0人にということに、毎年0人にしておりますので、当然、0人になっていないので「遅れ」という表現にしておりますけれども。進捗が悪いですけれども。先ほど言いましたように157人から今年70人になって来年は0人というようなマップは描いているんですけれども、じゃあ、先ほどからご議論が、この事業の達成率が高くてもそれが0人に結び付いていないのではないかということに関しましては、ひとつひとつの事業がどれほど待機児童数0人に寄与するかという寄与率といいますか、というのはなかなか正直個別ごとには判断ができないので。個々に考えられるような事業でそれを全て達成することによって、後は事業になっていない部分ですね、きめ細やかな指導・助言であるとか、そういったこの事業群の個別事業には上がってない部分での、先ほど言いましたけれども待機児童対策協議会を今年度作りまして、ソフトな面といいますか、その辺をきめ細やかに市町に指導・助言していく中で、お互いに0人を目指すんだというところの認識を共通させて取り組むしかないかなあというふうに思っております。

なかなか寄与率といいますか、寄与度が分かりませんので、これが果たして良いのか悪いのかということとは、これが必要だということで我々も自己評価をしているところで、そういう状況でございます。

(小西委員)

いいですかね。私が先ほど申し上げました時に、こども未来課に対して問うべきではなくて、これはやっぱり評価調書の作り方、組み立ての問題じゃないのと、こっち(事務局)の3人の方に申し上げているところがあって。この組み立てだと、所管課にここで問うても全く意味がないという気がするんです。

待機児童は確実に減っているんで、この事業は、成果は上がっているというのは、ちょっと聞いてみたら、それは誰も理解している部分なので、そこはあまり僕は問題にしてないです。

調書の組み立て方として、これでいいですかと、むしろこっち(事務局)の3人の方に、自分で書いたときにどんな成果指標が付けられるか、これは無理だよなというようなこと

がもしあったら、やっぱりそういう作業を所管課にしてもらおうというのは問題じゃないですかという、その問題提起をしたということなんです。

もうあんまり発言の機会はないと思いますので、もうひとつだけ言いますと、事業群として評価する場合には、個別の事務事業の話もさることながら、例えばこの表をいただきまして、全ての市町で認定こども園のパターンはともかく1つはあるということはこれで分かったわけですね。これが仮に認定こども園が0園で、保育所しかないということだったら、幼稚園的なニーズしかない方にとってはとても困っちゃうというのがあって、これはかつてよくあった話です。保育所がなくて幼稚園がないから、うちは幼稚園でいいですとかいう子どもさんがわざわざ保育所に入ったり、保育にかけたことにして入ったとかいうような、これはだいぶ昔の話のことなので、それに比べると随分良くなったんですけども、それでも病後児保育とか一時預かりとかいうようなところで、いろんなニーズ、多様なニーズに本当に全部の市町で応えられているかどうかということが一番大きな問題なんですけれども、そのことについて評価調書に書く欄が無いんですよ。やっぱり評価調書の組み立てに問題があるんじゃないかと。このところには、その一番大事な部分が書けないようになっていくということについて、やっぱり大きな問題だというふうに思います。

あるいは、これは補助事業と単費があると、基本やっぱり子ども・子育て支援システムの補助事業が中心になって、単費の予算なんてほとんど貰っていないという感じだと思うんですね。単費をみなさん貰ってないから、結局、補助事業を一所懸命こなしているんですけど、そういう言い方はされませんが、実態はたぶんそうなんですよ。ところが、今まさに離職率の話がされましたけれども、保育士人材育成確保のために本当はこの4事業以外にもやりたい事業はいっぱいあるんだけど、単費なんかとても付かないからできないよねというようなことがたぶん本音では随分おありで、それを評価調書に書くところが無いんですよ。やっぱり何か問題じゃないかと。組み立てに問題があるんじゃないかと。

はい、もう黙ります。以上です。

(赤石委員長)

黙らなくていいので、積極的にご議論をいただければと思います。

他に何かございますか。

(芹野副委員長)

全体的にいいですか。やはり、県の役割と市町の役割というのが、もちろんどちらも連携がとれて、結果、全ての市町で待機児童が0人になって、充実した教育が受けられるということが理想だと思うんですけども、たぶん、上手くいっている市町と連携がまだまだこれからやっていかなければならないというところがあるんだろうなと思うんですね。それはどこに問題があるのかは分からないんですけど、それをこういう事業群評価とかそういうものの中にも出てくるような形にいただければ、本当は県全体としては積極的に取り

組んでいるけど、どこそこの市町がちょっと遅れているとかというところが見えにくいものですから。そこのお父さん、お母さん達にとっては、やっぱり自分の地域が、自分の子どもがが一番大切なので、それが県の問題なのか市町の問題なのかというのは関係ないわけですから、その辺をしっかりと進めていただくとともに、そういう評価も何かこう県の方でされてもいいんじゃないかなという気がいたしました。

(赤石委員長)

他に何かございますか。事業群全体について、何かございましたら。

(山中委員)

いくつかの市に行くんですけど、市によって全然対応が違うのでどうなっているのかなというのがちょっとあって。県がどういう立場で市町にどのくらいおろしてというのが、果たしてその市町が保育所なりこども園なりにどのくらい情報を流しているのかなとか。その辺も、もしかしたら各市町によって対応が違うんじゃないかと思ったので、さっき聞いてみたんですけど。

今度、10月から無償化だから食費ですね。聞いてみると全く食費の金額が違うんですね。そこは市町で違うと思うんですけど、そういうところの県の役割というか、これから先も難しくなると思うんですけど、市町との関連がどれくらいどのようになるのか。全く平等にというわけにはいかないんでしょうけど。その辺がどういうふうになるのか、ちょっと難しいのかなと思いながら今見てて思いました。感想です。

(赤石委員長)

他に何かございますか。よろしいですか。それでは時間になりましたので、この事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。

【審議対象事業群】

基本戦略 6 産業を支える人材を育て、活かす

施策 (1) キャリア教育の推進と企業人材の育成

事業群 企業が求める人材の育成

(事務局)

それでは、次に審議をしていただきます事業群の基本戦略及び施策について、簡単に説明をさせていただきます。先ほど説明に用いました長崎県総合計画チャレンジ2020の1ページをお開き下さい。

2つ目の事業群につきましては、基本戦略6「産業を支える人材を育て、活かす」というこ

とで、こちらの戦略の右側 2 ページでございますが、記載の 4 つの施策を展開していくこととしております。今回は 1 番目の「キャリア教育の推進と企業人材の育成」という施策を推進するための事業群の中から「企業が求める人材の育成」について、ご審議いただくことになっております。続きまして、6 ページをお開きください。基本戦略 6 の背景は、生産年齢人口の減少による労働人口の減少、生産構造等の変化による雇用形態の多様化・流動化などを踏まえまして、6 ページの上の方にあります将来像としまして、県内産業の活性化につながる人材の育成・確保、県内の大学、企業等、行政の連携により若者の定住促進と地域活性化が図られているなど「次代を担う『人財』豊かな長崎県」を目指しております。

7 ページをご覧ください。次に、審議対象事業群が含まれる施策についてご説明いたします。該当施策は、(1)「キャリア教育の推進と企業人材の育成」につきましてです。こちらにつきましましては、県内産業の成長と活性化につながる人材が育成され、確保されることを目指しており、成果指標としましては、そちらに書いております県内高校生の県内就職率を令和 2 年度までに 65% とするという目標を掲げております。その実現に向けまして、その下にございます、「キャリア教育・職業教育の推進」以降に記載されている 3 つの事業群を推進することとしております。今回ご審議いただきますのは、左の資料 8 ページ「企業が求める人材の育成」ということになります。以上で、説明を終わります。

つづきまして、こちらの事業群について、所管課の雇用労働政策課から事業群の概要説明をお願いします。

(雇用労働政策課)

雇用労働政策課の吉村と申します。それでは、事業群「企業が求める人材の育成」について概要説明いたします。資料につきましましては、お手元の事業群評価調書 1 ページと、長崎県総合計画の 8 ページをご覧ください。

本事業群は、新総合計画において、戦略 6 「産業を支える人材を育て、活かす」の施策「(1) キャリア教育の推進と企業人材の育成」に位置づけられる事業群でございます。

事業群としての取組の内容ですが、評価調書の 1 . 計画等概要に記載のとおりで、「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」において、企業と学校及び行政が、産業人材の育成や若年者の県内就職・定着化について恒常的に対話し、業種や分野に応じた具体的な個々の課題に対して検討し、実施するとともに、県立高等技術専門校において主に新規高卒者等を対象に、必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求めるものづくり基礎人材を育成」することとなっております。

本事業群では、県内就職率向上のための施策の柱の一つとして、職業能力開発の充実を位置付けておりまして、代表する指標として、高等技術専門校の新規高卒者等修了生の県内就職率という項目を設定しております。最終年度である令和 2 年度に 90% 以上にするという目標を掲げ、これを達成するべく、大別して 2 点の取組項目のもとに、11 個の事務事業を実施しているところでございます。

現在の事業群の進捗状況でございますけども、「順調」というふうに整理しております。県内就職の魅力発信を早期から訓練生に対して実施しております。そのようなことを通じて、目標を達成することができていると分析しているところでございます。

それでは、本事業群の取組項目の説明でございますけども、まず、「県立高等技術専門学校による「ものづくり基礎人材」育成」についてでございますが、これは、高等技術専門学校を拠点として多様な職業能力開発施策を展開しながら、県内就職率の向上へ向けて取り組むこととしてとらえてございます。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、事業番号1～6に記載のとおりでございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げたいと思います。

次に、2つ目の「県内企業が独自に行う中核人材等の人材育成を支援」)についてでございますが、これについては、長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム等により企業と学校及び行政が、産業人材の育成等について検討し、実施・支援に取り組むものでございます。この取組項目を進めるための具体的な事務事業については、2ページ下段から記載しております事業番号7から11の「人財県長崎」人材育成モデル構築事業」他の事業でございます。

なお、事業群と事務事業の関係や事務事業同士の関連づけ等については、6ページに参考資料として説明を添えておりますので、ご参照いただければと思います。

事業群評価調書をめくっていただき4ページをご覧くださいませでしょうか。「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」でございます。本事業群の取組全般を総括して実績を検証したところ、訓練生の確保と企業の魅力の向上という課題が見えてまいりました。それぞれの解決の方向性としまして、広報活動及び訓練内容の充実強化と企業の魅力発信の推進を軸として考えておりますけども、今後の社会情勢の変化も想定されますので、柔軟に対応できるよう取組んでまいりたいと思っております。

これらを踏まえまして、4ページ下のところの「4.R元年度見直し内容及びR2年度実施に向けた方向性」でございますけども、個別の事業の具体的な見直しを検討しておりますが、後ほどご説明させていただきたいと思っております。以上で事業群全般に関する説明を終わります。

(事務局)

それでは、事業群を構成します各事業につきまして、全体で11本あるのですが、まず一旦、1～6の事業について各課から説明をさせて頂きまして、終わりましたら一旦質疑という形で進めさせていただければと思います。では、1番目の「高等技術専門学校運営事業」からお願いします。

(雇用労働政策課)

それでは1から6までの事業について説明させていただきます。まず、1番目の高等技術

専門校運営事業について概要説明いたします。

資料としては、調書の1ページと、補足説明資料7ページになりますので、そちらをご参照いただければと思います。

それと併せて、長崎・佐世保の高等技術専門校の入校ガイドをお配りしておりますので、参考にして頂ければと思います。

まず、本事業の事業群の取組との関連でございますけれども、本事業は、事業群の取組項目にございます「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材育成」の中核事業と考えております。まず、事業の目的でございますが、この事業は、県立高等技術専門校、長崎・佐世保2校でございますけれども、そこで主に新規高卒者を対象とした、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年現場人材の育成を目的としております。補足資料に記載の職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する普通課程及び短期課程の普通職業訓練を実施しているところでございます。

30年度の実施状況でございますが、7ページに記載のとおりでございますけれども、大きく2つ、普通課程（1～2年）、短期課程（7ヶ月）がございます。

普通課程につきましては、主に新規高卒者を対象として、県内企業を支える若手人材を育成・供給に取り組み、長崎校・佐世保校それぞれ7科、計14科でございます。入校定員290名、入校生262名、入校率が90%の実績となっております。

短期課程について長崎校だけでございますが、7ヶ月の課程でございます。外部講師、あるいは企業等の協力を得て、地場企業向け短期課程の職業訓練を行っております。長崎の配管設備科については、定員10名、入校生10名、入校率100%となっております。

その事業の成果についてでございますが、県内企業のニーズに応じた技能・技術者の育成、そして、ものづくり人材として県内中小企業への供給に繋がっていると考えております。

普通課程につきましては、就職率99%、就職者数246名となっております。このうち県内企業への就職者は229名で、県内割合は93%と状況になっております。それから短期課程につきましては、就職率88%、就職者8名となっており、県内割合は、100%、全員となっております。事業群評価調書の4ページをご覧ください。まず、令和元年度の事業実施にあたり見直した内容でございますが、30年度の実績や地域産業界の人材ニーズなどを踏まえまして、R元年度は、普通課程では佐世保校の塗装技術科というものがありましたけれども、自動車塗装科へ科名変更し、自動車塗装に関するカリキュラムを増やし、訓練の強化を図ったところであります。また、同じく佐世保校のO A ビジネス科がございますけれども、企業ニーズが高い販売・接客・営業の訓練を充実するため、リテールマーケティング 概論の訓練時間数を増やすこととしております。令和2年度からになりますけれども「オフィスビジネス科」へ科名変更を予定しております。短期課程の配管設備科でございますけれども、訓練期間を7ヶ月から6ヶ月へ短縮させ、配管施工実習を集中的・効率的に実施することで、より早い時期に就職することで、早期の企業への定着を図ることとしております。

また、開校から15年以上経過しておりまして、施設設備の面でここ数年の課題でもありま

した長崎校の空調設備の改修工事関係で約1億5千万円あまりを予定しており、前年度からの予算増額の大きな要因となっております。

4ページですが、令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、産業技術の進展や県内企業ニーズの変化、求職者ニーズの変化に対応していくために、30年度に「県立高等技術専門校の中長期計画の方向性」というものを策定いたしました。これを踏まえながら、計画的に訓練内容や取得させる資格、訓練課程、訓練期間、定員等の見直し、充実強化に反映させていくこととしております。

また、景気が回復し、有効求人倍率が改善して勤めやすくなっていること、少子化等の影響もあり年々応募者数が減少傾向にあり、入校生の確保は更に厳しくなることが予想されますので、効果的な広報手段や情報収集に努めるとともに、推薦枠と一般入試枠がありますが、推薦枠の拡大などについて今後検討したいと考えております。

以上が1番目の事業でございます。

引き続き、2番目の職業能力開発指導監督費についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書1ページと、事業に関する補足説明資料8ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連は、事業群の取組項目の「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材」育成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

この事業の目的でございますが、職業能力開発促進法及び長崎県職業能力開発審議会条例がございます。そこで審議会を設置するようになっておりますけれども、県職業能力開発計画及びその他の職業能力開発に関する重要事項を調査審議することを目的としております。30年度につきましては、8月31日に県庁会議室において実施をしたということであります。

委員は、大学教授などの学識経験者、事業主代表、労働者代表、公募委員及び行政関係の委員で構成されています。ちなみに県で女性委員の登用を推進していますが、委員15名のうち、女性は6名となっております。

審議内容については、先ほどご説明いたしました高等技術専門校の中長期計画の方向性について審議をいたしまして、新技術への対応や民間ノウハウの活用のほか、校名変更や授業料のあり方等について議論がなされたところです。成果といたしましては、先ほど申し上げました高等技術専門校の中長期計画の方向性について答申があったものでございます。

なお、R元年度は、次年度の県職業能力開発計画について審議を予定しているところであります。

事業群評価調書の4ページです。「令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性」ですが、職業能力開発促進法に基づいて設置された審議会でありますので、県職業能力開発計画及びその他の職業能力開発に関する重要事項を調査審議するために必要ですので、現状維持としております。

引き続き、3番目の特別職業訓練費（委託訓練）事業について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 3 ページと、事業に関する補足説明資料 9 ページをご参照ください。事業群の取組との関連については、事業群の取組項目の「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材」育成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の30年度の実施状況ですけれども、9 ページになります。この事業の目的でございますけれども、この事業は障害者の能力、適性に対応した多様な職業訓練を推進するために、教育訓練施設等で職業訓練を実施することが迅速かつ効果的な場合等に訓練を実施するもので、障害者の雇用の促進を図るものでございます。

具体的に30年度の実施状況でございますが、資料記載のとおり、(社会福祉法人)南高愛隣会において、知的障害者を対象とした「麺製造科」、精神障害者を対象とした「ポストック科」を開講しているところでございます。また、(有限会社)ピーシーラーニングシステムズにおいて、身体障害者を対象とした「OAビジネス科」を開講しております。

この事業の成果でございますが、「麺製造科」及び「ポストック科」、南高愛隣会の方ですけれども就職率100%、「OAビジネス科」の方については47%となりました。

訓練修了後 3 か月間、就職状況を把握するようにしているところですが、障害者の場合、それぞれの障害の対応でありますとか、健常者と違った事情がございますので、相当の時間をかけて就職する者もいるとお聞きしております。また、元々の人数も多くないものですから、数値としてはバラつきがございます。

これらの30年度の実績を踏まえ、R 元年度は、引き続き、障害者の方の雇用の促進するために訓練を実施しているところでございます。

訓練はいずれも 6 ヶ月又は 1 年の長期訓練となります。本事業は、厚生労働省が定める教育訓練の基準に適合する施設でしか実施できないため、本県では基準を満たす南高愛隣会とピーシーラーニングシステムズの 2 ヶ所のみの実施となっております。

事業群評価調書の 4 ページをご覧ください。

令和 2 年度に向けた見直しの方向性でございますが、今後とも、ハローワーク等と連携し、訓練内容の周知を行うとともに、各高等技術専門校に配置している障害者訓練コーディネーター等を配置しております。そのコーディネーターを中心に、訓練機関と連携し障害者のニーズに応じた訓練を実施してまいります。ただ、障害者の特性も理解する必要がありますので、一人ひとりのペースや個性に合わせた対応が求められていることから、現在、訓練修了後 3 か月を一定の目安としておりますが、それ以降も一定の時間をかけて就職支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、「委託訓練」の説明を終わります。

引き続き、4 番目の事業でございます。特別職業訓練(訓練手当)事業についてです。

資料ですが、事業群評価調書 2 ページと、事業に関する補足説明資料 10 ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、事業群の取組項目の「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材」育成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

30年度の実施状況につきまして、補足説明資料の10ページで説明させていただきます。

この事業の目的でございますが、この事業は、法に基づき、公共職業安定所の受講指示を受けて、公共職業訓練を受講する障害者、母子家庭の母等の訓練期間中の生活を保護することを目的としております。

30年度までの実施状況及び実績でございますが、記載のとおり、49名の方に対して、訓練期間中に手当を支給しました。

49名の内訳は、障害者の方が14名、4名が母子家庭の母となっております。

R元年度も、必要な方に適切な手当が支給できるように公共職業安定所との連携をとり、取り組んでまいります。

なお、本事業は雇用保険の適用を受けない障害者等の受給対象者への訓練手当を支給するもので、支給対象者が明確となっており、県の裁量の余地がない事業として整理しておりますので、事業群評価調書の4ページの今年度の見直し内容及び令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性については記載対象外と整理しております。

以上が「訓練手当」でございます。

引き続きまして、5番目の事業でございます。多様な産業人材育成事業について説明いたします。資料ですが、評価調書2ページと、補足説明資料11ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材」育成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。この事業の目的でございますけれども、産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、土日ですとか時間外に県立高等技術専門校の施設、設備を活用し、在職者向け、企業に在職している方の資格取得、技能継承やスキルアップを目的としており、高等技術専門校において、資格取得講習会、試験対策講座でありますとか、溶接、機械、建築などのものづくり分野における技術研修等について、短期間の2日～5日間、主に2日間でございますけれども短期間の職業訓練を実施しております。

30年度の状況でございますが、記載のとおり、大別して、産業人材育成セミナー、オーダーマイド型セミナー、資格取得講習会を開催しております。計23コース、定員171名で実施をいたしております。

30年度の事業の成果についてでございますが、土日や時間外の高等技術専門校の施設、設備の有効活用により、在職者を対象に、新たな技術習得を進めることで、県内企業の技能・技術の向上を支援し、ものづくり産業の人材育成に繋がっていると考えております。先ほどの全23コース、定員171名に対して、受講者数延べ161名、受講者の満足度は93.7%と目標にはわずかに届かなかったものの、高い成果をあげております。

これらを踏まえましたR元年度の取り組みでございますけども、産業人材育成セミナーについては、全12コース、定員81名計画しており、オーダーメイド型セミナーについて、全1コース、定員5名で計画、資格取得講習会については全4コース、定員35名で計画をして、実施にあたっているところでございます。新たな訓練コースとして、海外から「インバウンド」のお客様に対応できる英会話セミナーを新設しているところでございます。

また、当初計画の策定にあたりましては、企業や受講生からのアンケートを踏まえて、計画を作成しております。

4ページでございます。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性ですけども、高等技術専門校の休日や時間外に施設・設備を活用し、基礎的技能を中心とした訓練を在職者等に実施するものであり、代替できる施設は無く、企業ニーズも高いものがあると考えております。今後とも、訓練の認知度向上を図りながら、様々な機会に企業を訪問しておりますけども、そのような時にチラシ配布の機会を増やす一方、聞き取りなどによる企業ニーズの把握に努めながら、応募が少ないコースの見直しや企業ニーズに沿ったコースの設定に努めたいと考えております。また、受講者の満足度の更なる向上のため、訓練対象を明確にし、受講者のレベルにあった訓練時間、定員等の設定を行ってまいります。

以上で5番の説明を終わります。

次に、6番目の緊急離職者能力開発事業についてです。資料ですが、評価調書2ページと、補足説明資料12ページになります。事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「県立高等技術専門校による「ものづくり基礎人材」育成」の部分に寄与するために実施する事業に位置づけております。

30年度の実施状況につきまして、12ページで説明させていただきます。まず事業の目的でございますが、この事業は、離職者等の早期の再就職を目的として実施しているところでございます。具体的には高等技術専門校が民間教育訓練機関等への委託ということで進めております。離職者の方々の就業に対する適正や能力は様々でありまして、それぞれの離職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現していくためには、多様な職業訓練の受講機会を確保していく必要がありますけれども、先ほど申し上げましたように高等技術専門校から民間企業への委託事業であります。大元をたどりまして厚生労働省から県への委託事業となっております。予算については全て国費にて措置されております。

次に、30年度の実施状況でございますが、資料に記載しておりますとおり、訓練実施にあたっては、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、大学、事業主、職業訓練法人、NPO法人等の幅広い教育訓練資源を活用し、訓練を実施しております。職業訓練及び就職支援は各訓練施設に委託して、ハローワークや高等技術専門校と連携して訓練受講者の就職支援を実施しました。

この事業の成果についてでございますが、訓練修了者の就職率は77%となり、前年度をわずかに下回り、目標を達成することはできませんでした。

R元年度につきましては、ハローワークへの訓練ニーズや求人ニーズの調査などを実施して、労働局、県、教育訓練機関などによって構成される地域訓練協議会というのがあるんですけども、協議会で訓練計画を策定したところでありまして、特に子どもを持たれている離職者のニーズやリカレント教育のため、託児付き訓練を前年度は3コースでしたけれども、7コースへ拡充して取組んでいるところであります。

つづきまして、調書の4ページです。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、引き続き、訓練を受講した方が1人でも多く就職できるよう、各高等技術専門学校におります巡回就職支援指導員が定期的に委託先機関を訪問し、的確、かつ効果的な助言・指導を行えるよう努めてまいります。

また、来年度からの新たな訓練コース設定のため、労働局と連携し、今年度中に民間教育訓練機関に個別のヒアリングを実施したいと考えているところであり、早ければ令和2年度から新たな訓練コースを始めたいと考えております。

以上で1番から6番についての、説明を終わらせていただきます。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでは、今、説明のあった1から6の事業について質疑をとりたいと思います。どなたからでも結構ですし、1～6までまとめてでも結構ですので、何か質疑がございましたら。

(小西委員)

まず、3点ありまして、調書の書き方として4ページに見直しの区分として、改善が多く書かれていて、我々がずっと言ってきたことで、過年度までは現状維持と書かれていた。今やっている事業の中でも不断に見直していかなければいけないという姿勢を示していった方が良いのではないかという意見に対して、今年度は「改善」と書かれてて、この書きぶりは、ずっとお願いしていたことですので、良いと思います。

2点目は1つ前の事業群の時にも申し上げたと思うんですけど、この調書を書くときに個別事業の成果指標と事業群の成果指標を切り分けるのが難しいというのがあって、1ページとのところですけども事業群の成果指標は総合計画にあるもので動かしようがないと、ところが事務事業の方でいうと1番の事務事業の成果指標がほぼ同じなんです。ちょっと違ってますけど、まさか同じ指標にすることはできないというところで作成された気がして、そういう調書を作成させた側の責任じゃないかという気もするんです。ここは所管課の雇用労働政策課の方というよりも調書そのものの組み立てに問題がありませんかねって。ですから、特にお答えは不要です。

3点目は、むしろ雇用労働政策課に聞きたいんですが、これはほとんど法令に基づく事業

で審議会以外は補助事業で、6番目も10/10の委託事業で、1から5は、ほとんど法令に基づく補助事業だと、実際、雇用労働政策課として補助事業をキッチリとやっているということで何も問題がないということですけど、一般財源で必要な額は予算をつけるから人材育成のために、もっとやりたいという事業がある？って聞かれたら何かありますか？これ以外に。要は、このメニューだと、帯に短い襷に長しみたいなの、本当はこういう人達に職業訓練をした方が良いのに、このメニューだと若干ズレるんだよねみたいなのがありますかね。

(雇用労働政策課)

まず、高等技術専門校でどのような科を設定する、あるいは6番の委託訓練は全額国庫の委託事業になるんですけど、どんなコースをやるかというのは、実は企画コンペで提案を頂いて決定しており、中身まで国に縛られていない。地域のニーズに沿って、長崎県ではこのコースをやるという、この地域ではこれをやるといった、ある程度、こちらの裁量が一定認められていると考えております。決められたものを淡々と決められたままにやっているという認識はありませんで、ある程度、我々の裁量でできていると考えております。

(小西委員)

ありがとうございます。前の事業群の際にも言ったんですけど、取り組んだ方が良いが、今の事業等ではできないといったことを事業群で評価する以上は、どこかに書けるようにしとかなないといけない。それこそが改善ですからね。事業群評価調書の在り方として書けるようにしとかなければいけないということが1点あるんです。大事なことだと思うんです。4ページの真ん中のところに事業構築の視点という数字がありますけども、これをよく見ますと5ページのの後半部分、「国への政策提案(制度改正要望)する必要はないか」というのがあって、あえて言うとの視点で、その部分を書こうと思えば書けるという組み立てになっているんです。そういう意識をもって評価調書を書かれたわけではないんですけど、評価調書を設計する側からすれば書けるように一応していますということなんでしょうけど、まさに担当課の方にがあるから書けるでしょというのはちょっとさすがに無理かなとは思っているので、我々は宿題として受け止めた方が良いと思います。以上です。

(赤石委員)

ありがとうございます。おそらく今のは、所管課に対するご意見というより、財政課あるいは、この評価委員に対する専門家の立場からのご意見だと思いますので、それは改めて私達が引き取って、しっかりと議論していかないといけないと思っています。他になにかございませんか。

(芹野副委員長)

就職率等については書かれているんですが、離職率、若者の3年以内の離職率が結構多いとか、イコール定着率が低いというのは、もし把握されていれば教えて頂ければ。

(雇用労働政策課)

まず、高等技術専門校については3年間の定着率については、把握しておりますが、今、手元にはございません。国からの委託で実施している委託訓練については、国の基準でやっておりますが、修了後3ヵ月までの就職状況を調査しておりますけども、その後の定着率についての調査は行っておりません。

(芹野副委員長)

入れて終わりよりも定着してもらった方が良いわけですから、高等技術専門校については毎年約290名の方が卒業されて、9割というと250-60名の方が毎年、県内のどこかに職をお持ちになられているということなので、少しは数字を抑えられて、定着率が高ければ、何の問題もありませんけど。後で結構なので調べられている定着率について、委員会の方に教えて頂ければと思います。

(赤石委員長)

何か他にございませんか。

(山中委員)

去年くらいに聞いた話だと、長崎市のデータで県ではなく、長崎市だと転出、人口の流出の内容を調べたときに、20代から30代の女性の流出が多いということで、就職したけれども3年から5年で離職して県外に行くのが問題だと聞いたので、離職率とか定着率というのは人口の問題にも関わるので、重要だと思いますので、そのあたりは調べられていますか。

(雇用労働政策課)

離職率について、高等技術専門校だけではなくて、全体的な数字になってしまうんですけど、厚生労働省のデータがございます。

(山中委員)

人口減少との関連がありますので、その辺を転出との関連で活かしてもらえれば。

(雇用労働政策課)

厚生労働省が雇用保険の加入状況から雇用後3年間の定着状況等について整理しているんですが、これがただ全国と県別となっているんですが、全国と比べると高校、大卒者の早期離職率は高い。ただ、離職の理由ですとかの調査がなかなか難しく、離職された方はそ

の企業にはいなくて、在籍していませんから完全に個人となって別の企業に就職されたりしており、離職して県外にいかれているといった方の状況を把握するのは難しい。

(赤石委員長)

よろしいですか。他に何かありますでしょうか。

(内田委員)

長崎高等技術専門校というのを初めて知ったんですけど、定員が各科20とか30名とかなんですけど、諸経費が例えば電気システム科で85,000円なんですけど、授業料も入学金もいらないよという所で、応募資格も書いてありますが、どのくらいの応募があっているんでしょうか。

(雇用労働政策課)

令和元年度の4月の状況でいいますと、長崎校が入校定員150人に対して、応募者が207人で138%。佐世保校が入校定員140人に対して、こちらはちょっと割っておりまして応募者が126人で90%となっております。入校者数で言いますと、長崎校は207人の応募者のうち149人、佐世保校が126人の応募者に対して、入校者が123人となっております。科によって状況が異なっておりまして、溶接技術科などで、入校を希望する高校生が比較的少ない状況にあります。溶接というのは長崎の基幹産業の造船を支えるもので企業からの溶接に対する求人ニーズは高いので、中々集まらないから単純に定員を減らすといった単純なものでもないと考えております。

(内田委員)

そのあたりのマッチングみたいなものはやっているんですか。例えば、企業としても人材が欲しい、ただ、そういったことが今の高校生、現役の高校生に伝わっているのかなあと。例えば選択をする時に、今の多種多様な生き方があるというのも分かっているけれども、学校を選ぶ時にも、例えば企業が欲しているというマッチングなんかといったものを、学校にも出向かれて説明会をされたりとか。

(雇用労働政策課)

各専門校でオープンスクールをやって、校舎の中を保護者も一緒に見て頂くとか、あるいは一般の方を対象としてイベントを開いたりとか、こうやって物を作っていますとかというのを見せてますし、直接、高校生に対してではありませんが、高校の先生に対しては、基本的には県内の全高校を訪問いたしまして、入校促進をしているところです。あるいは県の広報媒体を使って、情報を発信しているところです。

(赤石委員長)

他に何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

(事務局)

それでは引き続きまして、残りの5つ事業について、説明をさせて頂きたいと思います。事業番号の7番から。

(若者定着課)

若者定着課長の宮本と申します。

私からは、「人財県長崎」人材育成モデル構築事業についてご説明いたします。

お手元の事業群評価調書でいきますと2ページの7番、補足説明資料になりますと13ページになります。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「県内企業が独自に行う中核人材等の人材育成を支援」の部分に寄与するために実施する事業となっております。補足説明資料の13ページをご覧頂きたいと思います。

(2)平成30年度の事業実施状況でございますが、主なものを書いてますけども、説明しますと、まず全体を包括する取り組みとして、活動指標に掲げている長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム会議を2回開催しているところでございます。「産業人材育成戦略の推進」につきましては、今まで情報が不足していた県内企業が、オーダーメイド型の社内研修に活用可能な「たのめる講師リスト」等の作成等に取り組みました。

「成長分野高度人材育成の支援」につきましては、新分野への進出等に向け、大学等に社員を派遣した企業3社・4名に対し、補助を行ったところです。右側の(3)事業の成果でございますが、成果指標にございますように、産学官が連携した産業人材育成のモデルとして、コンソーシアムで事業2件に反映させております。一つは、県内企業と学生の交流拡大事業、もう一つは、誰もが働きやすい職場づくり実証事業の認定制度において、企業の事務負担を軽減するためのWEB申請システムの導入となっております。

「産業人材育成戦略の推進」につきましては、人材育成支援の各種ツールの普及を進めております。「成長分野高度人材育成の支援」につきましては、1社2名が風力発電メンテナンス技術を修得し、風車点検業務の受注拡大に取り組んでいるところです。

なお、令和元年度は、これらの取り組みに加えて、コンソーシアムのワーキンググループを再編し、人材育成による企業の魅力向上について検討を進めることとしております。

事業群評価調書の5ページになりますけども、令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性としましては、人材育成による企業の魅力向上を深化させていくため、キャリアパス導入促進ということで事業構築に努めるといった理由から「改善」としております。

次に、事業群評価調書でいけば2ページのNo.8と、事業に関する補足説明資料17ペ

ージをご覧ください。地域創生人材育成事業でございます。取組項目は で整理しております。17ページで説明させていただきますけども、事業目的ですが、人手不足分野において創意工夫に基づく新たな職業訓練モデルの構築・実証を通じ、人材の確保・育成対策を強化することとしております。具体的に、平成30年度までの実施状況ですが、事業の柱は 雇用型訓練、 企業説明会・見学会、 採用・訓練担当者セミナーになります。 の雇用型訓練ですが、入社後の訓練をセットとした幅広い求人による人材確保として、希望の企業から3ヶ月間の訓練実施計画と3カ年の人材育成計画を策定していただいて、採択をしていくこととなるんですが、採用後の社内訓練として、OJTを中心とした社内訓練を実施。実績としては、83社で167人となっております。

の企業説明会、見学会ですが、企業が学校等で行う企業説明会を10回、55社、457人、また、学生・生徒・一般求職者による企業見学を13回、38社、412人となっております。

につきましては、採用・訓練担当者セミナーですが、採用担当者セミナーを6回、110社、136人のほか、訓練担当者セミナーを12回、61社、146人となっております。

この事業の成果についてですが、平成30年度は、目標170人を若干ですけども上回る175人の雇用創出となっております。なお、この事業については、国の公募による事業で3カ年事業でございます、28年度、29年度、30年度の3カ年間で終了しております。結果としましては、3カ年で609人の雇用創出で、目標が490人だったということでありますと上回ったということかなと思います。

つづきましては、9番の事業につきましては、雇用労働政策課の方から説明をお願いします。

(雇用労働政策課)

9番、技能向上対策費でございます。資料は評価調書3ページと補足説明資料19ページとなっております。

この事業の30年度の実施状況ですけども、補足説明資料の方で説明したいと思います。19ページをお願いします。

この事業の目的でございますが、技能検定の実施あるいは各種技能競技大会への参加、優れた技能者の表彰、こういったものを通じて、労働者の技能向上と地位向上を目指すことを目的としているものです。

具体的に30年度の実施状況でございますけども、大きく技能検定の実施、各種技能競技大会への参加及び開催、技能士大会の開催及び技能者の表彰を実施しております。

まず、技能検定の実施につきましては、76職種、103作業の検定試験の実施を公示しまして、前期・後期併せて1,575名の受検申請がありました。合格者は935人ということで、合格率は59.4%となっております。

なお、外国人技能実習生に対しても、技能検定試験が行われております。基礎級と随時3

級というのがあるんですけども、あわせて584名の受検申請があり、合格者は344名、合格率は58.9%の実績でございました。

次に、各種技能競技大会への参加及び開催につきましては、全国的な大会として、原則23歳以下の技能者を対象とした競技大会であります「技能五輪」と、技能検定の特級、1級、単一等級の合格者を対象とする競技大会である「技能グランプリ」、こういったものが全国規模で開催されております。本県からは、技能五輪大会に14名、技能グランプリに7名の選手が参加し、それぞれ敢闘賞の獲得がっております。

また、障害のある方の職業能力の開発の促進、技能労働者として社会に参画の促進、あるいは、それに向けた自信と誇りを与える目的で「アビリンピック」、障害者技能競技大会というものを開催しており、平成30年度は、38名の選手の参加がっております。

技能士大会につきましては、労働者の職業能力の開発・向上のための自己啓発を促し、広く県民の技能尊重の気運を高めることを目的としまして、毎年11月に県、長崎県職業能力開発協会、長崎県技能士会連合会との共催で行っております。優れた技能者の表彰、あるいは技能検定合格者に対する合格証書の交付などを行っております。

このほか、職業訓練、職業能力の開発・向上、技能検定等の普及・促進を目的に、長崎県職業能力開発協会の運営費の一部を補助しており、平成30年度の補助額は、3,868万9千円という実績になっております。

この事業の成果ですけれども、技能検定の合格者が前年に比べて増加したほか、各種技能評価大会に参加する技能者の中には入賞する者も現れるなど、技能労働者の技能向上が一定程度図られたものと考えるところでございます。

なお、R元年度ですけれども、技能検定受検者の増加のために、受検の周知を図るほか、技能者の表彰等を通じて、技能に対する県民の理解を深め、技能が尊重される社会の実現に寄与できるよう努めているところであります。

事業群評価調書の5ページになりますけれども、令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として、特に、若年技能者の育成の観点から「技能検定の受検者数」に着目し、「改善」と評価しております。

引き続き、事業番号10番の事業内職業訓練推進費、資料は事業群評価調書4ページと、補足説明資料20ページでございます。

説明は補足説明資料の20ページで説明いたします。この事業の目的でございますが、事業主等の行う職業訓練、これは県が認定した認定職業訓練というものがございまして、そこに対して、認定訓練助成事業費補助金を支給する等の助成を行って、認定職業訓練の普及を進めることを目的といたしております。

認定職業訓練というのは、中小企業の事業主、あるいは、その団体・連合団体等が行う職業訓練について、職業能力開発促進法24条の規定に基づいて知事の認定をすることになっております。認定の要件としては、訓練基準について、職場内訓練が単年度でなく、複数年

度継続的に実施されること、訓練期間が原則1年の普通課程にあっては年間1,400時間以上の時間数が、訓練期間が6か月以下の短期課程にあっては12時間以上の時間数がそれぞれあることが要件として定められております。

認定職業訓練を実施する中小企業主等は訓練校とされ、その訓練校の運営費用の一部を「認定訓練助成事業費補助金」として助成しており、その財源ですけれども、国2分の1、県2分の1となっております。

具体的に30年度の実施状況ですけれども、補助対象の訓練校は、普通課程で2校、短期課程で11校ございます。訓練生数は、普通課程で16名、短期課程で724名の計740名でございますけれども、補助金の総額は、1,762万1千円が実績でございます。

この事業の成果でございますが、各訓練校においては、技能検定に合格する、技能士の資格を取得できたという訓練生がでてきております。職業能力の開発や資質の向上が図られたものと考えられるところでございます。

R元年度については、各民間の訓練校を県が認定しますので、訓練目標等については各訓練校が設定して、それに沿った取組状況となっているか確認を行っているところで。

事業群評価調書の5ページでございます。令和2年度に向けた本事業の見直しの方向性ですけれども、事業構築の視点として特に訓練内容の向上に着目し、改善と評価しております。

以上で、10番目の事業内職業訓練推進費の説明を終わります。

(若者定着課)

11番の方は若者定着課の方から説明いたします。資料ですが、事業群評価調書ですと3ページのNo.11番、事業に関する補足説明資料ですと21ページをご覧ください。

21ページ、22ページの方で説明したいと思っておりますので、補足説明資料の21ページをご覧ください。先に、22ページの方から説明したいと思っておりますけれども、円グラフのところになります。事業としては、外国人材活用促進具体化事業費というものになります。平成30年10月末時点で5,433人の外国人労働者が県内で就労しておりまして、在留資格として、技能実習が最も多く2,462人、45%となっております。

そして、技能実習生の国籍別の内訳をみると、ベトナム人が1,182人で一番多く、次がフィリピン人が343人となっております。ベトナム人の推移をみますと、平成26年度に383人、平成30年度に1,182人と4年間で約3倍という状況でございます。

そのような中、21ページに戻りますけれども、この事業の目的でございますが、主に技能実習生になりますが、本県と友好交流の関係にある地域の公的機関、今、ベトナム・クアンナム省と連携しております、そこと協力しながら、外国人にとって安心・安全な受入環境を整備し、外国人材の安定的な確保を図ることを目的にして、送出側の国・地域との協議、受入の仕組み作りの検討を行っているところであります。

具体的に、平成30年度の実施状況でございますが、主なものとして、技能実習生等の送出側との協議、県内受入企業実態調査を行いました。

送出側との協議につきましては、ベトナムを3回、クアンナム省になりますけども、フィリピンについては、1回訪問し、送出機関などの関係機関との意見交換、情報収集を実施しました。

次に、県内企業実態調査になりますが、22ページの右下をご覧ください。3の調査対象のところ誰に調査をしましたかというところで言いますと、県内に事業所を有する民間企業1,828社、内訳は記載のとおりです。

4番の結果概要ですが、回答があった754社で回答率41%でございました。

現在外国人を雇用している企業が105社。少し括弧書きで記載しておりますが、既に雇用されている外国人労働者が計841人、そして増員を希望しているというのが56社で計297人の増員を検討しているとのことでした。

現在、外国人を雇用していない企業で将来的に雇用を検討している企業が163社で計354人の雇用を検討しているところが調査結果でありました。外国人雇用のニーズは一定規模あるということかなと思います。

21ページの上段の成果指標のところですが、この事業については、ベトナムクアンナム省と、引き続き協力して取組んでいくこととしておりまして、覚書をまず、県と省の大きな交流に関する同意書はあるんですけども、人材交流に関する覚書を締結する予定であることから、成果指標を覚書の締結としているところです。

右下の、令和元年度の状況のところですが、4月から「特定技能」という新たな在留資格ができてきておりまして、その辺りを注視しながら、まずは技能実習が中心になってくると思いますけれども、安全な仕組みを考えていきたいと思っております。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでは、今、説明がありました7から11までの事業について質疑をとりたいと思います。何か、皆様から順番は問いませんので、7から11番の事業について、何か質問がありましたら、お願いします。

(芹野副委員長)

今の7から11のところなんですけど、事業群の成果指標が県立の高等技術専門校にかかる目標で7から11のところは、それに関わらずの分野だと思うんですけど、これは別に事業群の指標をお持ちにならなくてよろしいのでしょうか。

(赤石委員長)

質問の中身がよく分からないのであれば、もう一度芹野委員から。

(芹野副委員長)

事業群の指標として高等技術専門校の就職率というのをあげられているんですけども、

1 から 6 は、その内容でした、今、説明頂いた 7 から 11 はそれに関わらずの内容だったと思うので、事業群の指標を 2 つ作るとか、別に作るとかっていう必要はなかったでしょうかという質問です。

(事務局)

事業群の指標につきましては、総合計画の目標を用いておりますので、考え方としては関連指標として 7 から 11 に関する指標を追加できないかというお尋ねかと思えます。

事業群の成果指標については、長崎県総合計画の中で設定しておりますので、今から事業群の指標の追加はできないかと思えます。

(芹野副委員長)

なるほど。

(事務局)

一昨年ですかね、農林部でも話があったかと思うんですが、直接的な指標ではなく関連指標として設ける必要がないかということ、この委員会でご意見を頂いております。それと同じような指摘かなとは思いますが。

(若者定着課)

関連指標というのがどういう形で記載ができるのかというのはありますけども、例えば外国人材等については違うような内容でございますので、ご意見を頂いて考えていきたいと思えます。

(芹野副委員長)

場合によっては、この表の作り方の問題かもしれませんが、どうしても表を見て話をしているものですから、現場に行って現状を見ているとか、今までの何回にもわたるものをずっと見てきて発言しているものですから、この表だけを見ればちょっと整合性が足りないかなと思ったので言っただけですから、必要ないと言えば、それでいいんですけど。

(事務局)

作成段階では事業群の指標だけでなく、関連指標を設けることは可能だということでお知らせ等はしているんですが、中々、そこがキチンと伝わってないのかなあということかと思えます。そういう所は検討いただければと思えます。

(雇用労働政策課)

7、8、9、10、11の事業というのが、それぞれの事業の相互の関連性というのが、あまり

なくて、独立した事業でございますので、それをまとめたところで指標を設定できるかのというと現実的には。

(芹野副委員長)

そうであれば、説明する上、その旨を付記しないと初めて聞かれた方々には十分に伝わらないと思いますし、この事業をされているものと中身が違うんじゃないかと言われても仕方がないかと思しますので。よく我々も県民への説明責任というものをいわれるものですから、その辺りは少しお考えになられた方が良いかと思えます。前回の部のところでも活動指標をやって、それが成果指標として現れれば、自動的に事業群の指標も達成できて良いのではないかという、ちょっと繋がりをもって見るような傾向があったものですから。

(赤石委員長)

時間も少し押してますので、7番から11番も含めて事業群全体を見渡して、皆様方から何か質疑がございましたらお願いしたいと思います。1番から11番全体を通して、何かございませんでしょうか。

(雇用労働政策課)

先ほどのお尋ねがあった定着率、離職率でありますけど、平成30年度の調査結果で、23、24、25、26年度の高等技術専門校の卒業生の累計で長崎校の方が、定着率が63.3%、佐世保校が61.8%、両校平均で62.6%と約6割が3年間で定着しているという状況です。

(赤石委員長)

ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

最後に1点なんですけど、8番ですね。国の企画公募で3年限定の事業で、国の予算が終わったら、もうこの事業は、なにか成果はあるんだけど、これでやめるというというような判断をなされているということか、それとも別のところでこの事業を継承をしようとしているのか。単純に国からお金がついたから、やりましたって、なくなったから、これで終わりますというのではなく、もしこれが県にとって何らかの効果が見込まれたのであれば、どこかでこれを引き継ぐことも必要じゃないかと。県の予算が厳しいというのも分かっているんですが、何らかの形で課として考えるということはやってないんですかね。

(若者定着課)

また、その次に国の方が新たな財源、結局、国の財源にはなるんですけど、ちょうど1年遅れになるんですけど、これと同じような補助金のスキームができておりまして、これも3年なんですけど、それがまだ現在も残っていると。簡単にいうと、今の調書に載っている分が製造業とか情報サービスとかいったものを対象としておりまして、そこは一定普及し

ていくだろうとういうことで3年間で終わりました。我々もいい事業だと思っていたんですが、たまたま国が補助付きで作ってくれて、製造業は3年間やりましたので、食品の製造業ですとか金融とか観光業を同じようなスキームで今もやっています。この調書に載っているのは、10/10でございまして、今やっているのは8/10の補助です。ただ、それも今年度で終わるんですね。その後、どうしようかという事なんですけど、さすがに8/10の補助金に1億とか1億5千万とかの補助金は財源として厳しいので、なにかそれをですね、その考え方というか、まさに今、新規事業の方でできないかなあと思っているところで、まさに次年度に向けて考えているところで、頭をひねっているところです。

(雇用労働政策課)

地域創生人材育成事業については、国庫100%ですけども、国からの委託になります。何を委託されているかという従来の職業訓練では対応できない、新たな職業訓練モデルの構築、実際にやるのは企業に人を雇っていただいてOJTをやっていただく、その中で企業が自らOJTで人を育てるノウハウを現場で蓄積して頂く、併せてOJTのやり方のセミナーなどもこの事業でやっておりまして、国の事業が終わったから終わるのではなく、この事業を使って、現場に人を育てるノウハウを蓄積して頂いたと認識しておりまして、その効果というのは事業が終わっても続いていくと思っております。次の広がりというとなると、若者定着課も話したように、これだけの中身の事業を県単独でやるというのは難しいので、また新たなものを検討しているということだと。

(赤石委員長)

他になにか。

(若者定着課)

企業に対して委託であったり、補助金であったりというのは、正直、県の一般財源での対応というのは非常に厳しい。国の概算要求が出たりしておりますので、その情報の中で使えるものがないかという所を調べているところであります。仮に、昨年度はなかったんですが、今年度も国の予算がないとした場合には、実弾的な補助金とかそういったものについては、国の労働局の方で、ちょっとレベルが高かったりとか、対象になりにくかったりするんですけど、そういったものがありまして、それに皆さん、敷居が高いとういことで利用がされなかったりというところを伺っておりますので、それを県の方で企業に対して、有効な助成制度等がありますということは進めていこうかと思っております、そういった時の相談とかという業務を今年度から充実しておりまして、また説明会とかそういう形をやっているところです。また、国の財源を見ながら拡充を考えるとかという形かと思えます。

(内田委員)

これには関係ないんですけど、次期総合計画が始まるということで、最低賃金が長崎は23円引き上げられたんですが、それでも全国最下位となってしまって、若者の定着率が本当に危惧されるなあと考えております。こういった政策というのは、もっと具体的に人材育成ばかりではなく、企業側の努力もですし、私も一企業人として、大変な時代になったなあと思いますし、時代が大きく短期間で変わっていく時なので、そういった事も踏まえて、次期総合計画を考えてもらいたいなと思います。最低賃金の引き上げ、それからあのニュースというのは若者たちには、多分、結構、衝撃的なニュースとして伝わっていると思いますので、私達年代もきちんと捉えながら頑張っていかなければと思っています。

(赤石委員長)

総合計画に向けては、色々と今後、今回の見直し等々も含めて、きちんと新たな形で対応して頂ければと考えています。他に何かございますか。

(若者定着課)

最低賃金、処遇改善についてですけれども、我々も若者定着課なので、高校、大学といったところと関わるんですが、高校生で就職する人達っていうのは、すぐ求人票の給料、休みといった所に目がいって、と言った話はよく聞くんですけど。企業の方と会議をする場面もあるわけですけど、一応、統計がありまして、長崎県内の高卒の初任給は16万ですよ、福岡だと18万、大阪だと18万5千円、そういう資料もですね、企業の代表の方にもお見せしながら、頑張って下さいというような話はしております。

(雇用労働政策課)

処遇改善、賃金をあげるためには企業も儲からないといけない。具体的には生産性の話ですとか、投資の話ですとか、そういったものを含めてトータルな部分、総力戦だと思っただけで、我々が賃金を上げてください、処遇を改善して下さいと言うだけでは、しょうがない。そこは県をあげて、産業振興部門も一緒に取り組む必要があると思っています。

(赤石委員長)

今のところで最後に情報提供なんですけど、おそらく工業高校とか大学の工学部とか理系の学生は、自分のキャリアパスがどうなるかという事にもものすごく関心をもっていて、所得ということよりも、むしろ、その部分が自分にとってどうなのかという所に關心をもつんですね。その所の情報というのが高校生とか、そういう所に各企業が示しているのかどうか、自分のところの企業に入ったら、こういうキャリアパスを描けるよというのを各企業が示しているのかどうかというのは、ちょっと疑問のところがあって、大学生に対して地元企業が示せていないというのは、長崎大学の工学部の学生とか強く思っていて、逆に長崎大学の学生が行くとすると、大学から来てもらってもどうも、という企業も結構あって、そこ

の所の単純に収入を上げるとか、生産性をあげるというよりも専門を勉強してきた子にとっては、それを活かすキャリアパスをどういう風に描けていくかというのを、しっかり各企業が示せるような、そういうアドバイスとか、そういう所の方向というのにも必要なんじゃないかな。キャリア教育の一環なんだろうけど、必要なのかなと考えています。

(若者定着課)

今年度から、今おっしゃったようなキャリアパスを会社に導入するようなセミナーを、私共の新規事業で取り組んでいるところで、まさにご指摘のような背景がございますので、力を入れていきたいと思います。

(赤石委員長)

この事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。

<事業群構成課退出>

(赤石委員長)

委員の皆様方、長時間ありがとうございました。本日は時間が押してしまい、誠に申し訳ございませんでした。本日予定していた2つの事業群について説明及び審議が終了しました。次回は10月10日に開催する第2回において、本日の審議内容を踏まえた議論を行い、論点及び意見書として反映する内容について整理していきたいと思います。なにかご意見等ございませんでしょうか。

それでは、そのような形で進めさせて頂きたいと思います。以上をもちまして、本日の会議を終了します。